

4月から「要介護1」も対象になります

令和5年4月の収集実施分より、以下のとおりに変更します。

(変更前)

(変更後)

要介護2以上 → 要介護1以上

ふれあい収集



高齢者等ごみ出し困難世帯を対象に、分別ごみ(資源ごみ等)を戸別に収集する「ふれあい収集」を行っています。

…ふれあい収集対象世帯…

下記のいずれかに該当するひとり暮らしの世帯のうち、身近な人などの協力を得ることが困難で、分別ごみ(資源ごみ等)を持ち出すことができない世帯。令和5年4月より下線部についての要件を変更します。

- ①介護保険法に基づき、要介護の認定を受けている者の世帯
 - ②身体障害者1級もしくは2級、又は3級の認定を受けている者の世帯(3級は視覚障害、肢体不自由の方のみ)
 - ③精神障害者1級の判定を受けている者の世帯
 - ④知的障害療育手帳A判定を受けている者の世帯
- ※同居者がいる場合でも、上記に該当する者のみで構成される世帯は対象となります。

…ふれあい収集の申込方法…

※変更要件の申し込みは
令和5年2月より受け付けます

市役所環境課、環境事業センター(和田町旭181)に世帯全員の介護保険証、又は障害者手帳のコピーを添付して申し込みしてください。なお申し込みは本人に代わり、親族、介護にかかわる方等でも結構です。後日、環境課職員が訪問調査(申込者の立ち会いが必要)をし、収集の決定をします。

詳細は下記まで問い合わせてください。

問合せ先 環境事業センター (和田町旭181)

TEL 0587-54-1111 (内線407)